

自治会が行う場合の放送回数・内容については以下のとおりです。

## 1 放送内容等

### (1) 放送時間

朝 6:45～（10分程度）、昼 12:30～（10分程度）、夜 20:00～（10分程度）

### (2) 放送回数

最高3日間 【各日の朝・昼・夜選択可（最高9回放送可）】

※放送日は番組編成の都合上、希望に添えない場合もありますのでご了承をお願いします。

### (3) 放送できないもの

- 対象者が限定されるもの（概ね町内世帯の半数以下が対象のもの）や個別に通知されているもの。  
※ただし、草刈り等作業を当日の天候により急遽中止する場合の放送はできます。事前申込が必要です。

- 営利目的、政治、宗教、その他放送するのにふさわしくない内容のもの。

※ 上記にあてはまるものでも、官公署等が主催、町等が後援しているものはその都度内容等を考慮の上判断をします。

#### ○放送できない例

- 地域祭りや例祭のお知らせ（開催・中止等）
- 一個人の結婚式や子どものお宮参りなどの案内
- 飼い猫（犬）行方不明の搜索依頼

#### ○放送できる例

- 早朝の作業の中止のお知らせ  
（例）日曜朝7時開始の地区内一斉草刈りが、雨天により中止になったお知らせ
- 町から委託を受けた組織・団体によるお知らせ  
（例）マレットゴルフ場管理に関するお知らせ（※通常の活動のお知らせは除く）
- 例祭開催による交通規制のお知らせ

## 2 放送の申し込み

原則、放送開始希望日の3開庁日前（例：土曜日放送開始を希望する場合は、水曜日）までに、原稿を作成して役場総務課総務係の窓口へ提出してください。

その際、町の後援等を確認しますので、後援依頼が必要な場合は放送依頼前に済ませておくようお願いします。

## 3 原稿例

○○自治会から、○○地区の皆さまにお知らせします。

本日、午前▲時から予定していた一斉草刈りについて、雨天のため中止します。